

国際共同研究事業 事後評価の実施について

1. 国際共同研究事業の目的

本事業は、一国のみでは解決が困難な課題に対して、国際共同研究を実施することで資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者等に国際共同研究の機会を提供することを目的として、我が国の大学等の優れた研究者が相手国の研究者と協力して行う国際共同研究に要する経費を支援するものです。

2. 事後評価の目的

国際共同研究事業は、本会の国際交流事業の中では大規模かつ長期間にわたる事業であるため、事業運営の透明性・公正性が強く求められており、事業の実施状況及び成果についても、可能な限り公表することが必要とされています。

このため本会では、実施期間が終了した課題について、事業によって得られた成果等を確認し、代表者に対して適切な助言を行うとともに、改善すべき点等がある場合には、今後の事業運営に反映させることを目的として、事後評価を実施し、その結果を公開します。

(参考)国際共同研究事業実施要項(一部抜粋)

第9条 本事業は、必要に応じて、事業の支援期間中に中間評価、また事業の支援期間終了後に事後評価を行うものとする。

3. 対象

令和6年度に実施期間が終了した課題

4. 事後評価の方法及び評価項目

(1) 評価の方法

事後評価は、日本側代表者から提出される評価資料に基づき、学術的な観点からの評価を課題ごとに3名の国際事業委員会書面評価委員による書面評価にて行い、その後、国際事業委員会における合議により総合的な評価を行います。

(2) 書面評価委員による評価

【項目別】

以下の①、②についてそれぞれ評価します。

① 共同研究の意義

- ・新しい知識又は概念の展開及び研究方法の発展などの学術的貢献があつたか。
- ・当初の研究計画は着実に進展したか(そうでない場合、研究目標の達成のために状況に応じて適切に対応できたか)。
- ・共同研究の成果発表の状況は、研究内容に照らして質・量ともに十分か。

- ・本事業の成果による広い意味での社会的貢献はあったか。または今後見込まれるか。
- ・若手研究者養成への貢献はあったか。
- ・当初予期していなかった活動成果があった、または今後見込まれるか。

② 国際協働の実施状況

- ・共同研究を通して、両国の研究者の知識や専門技術の相互移転が行われるなど、両国の研究者が協力して共同研究を行ったことの意義が認められるか。
- ・相手国参加者との共同研究実施体制・協力体制等は適切であったか。
- ・若手研究者の研鑽機会の充実は図られていたか。
- ・事業終了後も当該分野における世界的水準の継続的な国際研究交流活動の実施が期待できるか。

【総合的評価】

項目別の①、②で付した評価を勘案して、以下の4つの水準により総合的評価を行います。

- S 想定以上に意義があった。
- A 概ね意義があった。
- B ある程度意義があった。
- C ほとんど意義がなかった。

(3) 評価資料

すでに提出いただいている資料になりますので、この度提出いただく必要はございません。

- ・申請書
- ・各年度の実施計画書(様式1)
- ・各年度の実施報告書(様式3または3-1)
- ・最終年度の共同研究報告書(様式4)
- ・各年度の委託費支出報告書(様式5)
- ・最終年度報告時の参加者リスト(様式B)
- ・実施計画変更申請書(様式8-2)【該当する場合】

5. 今後のスケジュール(予定)

令和7年7月～8月 国際事業委員会書面評価委員による書面評価

令和7年9月 国際事業委員会での合議評価

令和7年11月以降 評価結果の通知及び本会ウェブサイト上の公表